

特定非営利活動法人ふるさと文化研究会定款

第一章 総則

第一条(名称)

本会は、特定非営利活動法人ふるさと文化研究会と称する。英文では、Country Culture Associationと表示する。英文略称をCCAとする。

第二条(事務所)

本会は、事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第三条(目的)

本会は、ふるさとにおける文化を研究し、歴史、文化、自然にわたる生活環境をよりよくすることに関心がある人々に対して、ふるさとについて考える教室、調査研究及び啓発事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

第四条(特定非営利活動の種類)

本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第二条別表に掲げる次の活動を行う。

- (一) 第二号 (社会教育の推進を図る活動)
- (二) 第三号 (まちづくりの推進を図る活動)
- (三) 第五号 (環境の保全を図る活動)
- (四) 第十一号 (子どもの健全育成を図る活動)
- (五) 第十二号 (前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動)

第五条(特定非営利活動にかかる事業の種類)

本会は、前条の活動にかかる次の事業を行なう。

- (一) 生活環境に関する教室等の開催事業
- (二) まちづくりに関する啓発・推進事業
- (三) 民間非営利活動への協力・支援事業
- (四) 前各号に付帯する調査・研究・提言事業
- (五) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会員

第六条(会員の種別)

本会は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (一) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (二) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体。
- (三) 特別会員 本会の通信物の受信を希望する個人及び団体。

第七条(入会及び会費)

本会の正会員として入会を希望する者は、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- 二 会長は、前項の入会申込者が、第三条に定める本会の目的に賛同し、またその活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認める。
- 三 会費の額は、代表委員会の議決を経て、別に規則において定める。

第八条(退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

二 正会員が次の何れかに該当するときは、代表委員会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

(一) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(二) 会費を半年以上滞納したとき。

第九条(除名)

会員が次の何れかに該当するときは、代表委員会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う代表委員会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(一) 法令、本会の定款又は規則に違反したとき。

(二) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

第十条(抛出品品の不返還)

本会は、すでに納入された会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第三章 役員及び職員

第十一条(種別及び定数)

本会に、次の役員を置き、代表委員をもって法上の理事とする。

(一) 代表委員 五人以上十二人以下

(二) 監事 一人以上二人以下

二 代表委員のうち、一人を会長、二人を副会長とする。

第十二条(選任等)

一 代表委員は、代表委員会で選任し、総会に報告する。

二 会長は、代表委員会において代表委員が互選する。

三 副会長は、会長が指名する。

四 監事は、総会で選任する。

五 監事は、代表委員又は本会の職員を兼ねることができない。

第十三条(職務)

一 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

二 代表委員は、代表委員会を構成し、この定款の定め及び代表委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

三 副会長は、代表委員会の議決に基づき、本会の常務を処理するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

四 監事は、次に掲げる職務を行う。

(一) 代表委員の業務執行の状況を監査すること。

(二) 本会の財産の状況を監査すること。

(三) 前二号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。

(四) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(五) 代表委員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、代表委員に意見を述べ、若しくは代表委員会の招集を請求すること。

第十四条(任期等)

役員任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。

二 補欠又は増員によって就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の任期の残存期間とする。

三 役員は、辞任又は任期満了後においても、第十一条第一項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第十五条（解任）

役員が次の何れかに該当するときは、代表委員会において代表委員総数の過半数の議決により、当該役員を解任することができる。

(一) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(二) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第十六条（報酬等）

役員報酬については、代表委員会が定めるものとする。

二 役員には、費用を弁償することができる。

第四章 会議

第十七条（種別）

本会の会議は、総会及び代表委員会とする。

二 総会は、通常総会及び臨時総会の二種類とする。

第十八条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

二 代表委員会は、代表委員をもって構成する。

三 監事は、代表委員会に出席し、意見を述べることができる。

第十九条（権能）

総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(一) 事業報告及び決算の承認

(二) 定款の変更

(三) 合併

(四) 解散

(五) その他、代表委員会が総会に付すべき事項として議決した事項

二 代表委員会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(一) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更

(二) 会員の入会及び退会

(三) 入会金及び会費の額

(四) 代表委員の選任・解任及び役員報酬・職務

(五) 総会に付すべき事項

(六) その他本会の運営に関する必要な事項

第二十条（開催）

通常総会は、毎年一回開催する。

二 臨時総会は、次の何れかに該当する場合に開催する。

(一) 代表委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(二) 正会員の十分の一以上が、会議の目的たる事項を記載した書面をもって、招集を請求したとき。

(三) 第十三条第四項第四号の規定により、監事が招集したとき。

三 代表委員会は、次の何れかに該当する場合に開催する。

(一) 会長が必要と認めたととき

(二) 代表委員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

第二十一条 (招集)

総会及び代表委員会は、この定款に別に定めるもののほか、会長が招集する。

二 招集にあたっては、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、Fax 又は E-mail をもって、総会にあつては開会日の七日前、代表委員会にあつては開会日の前日までに、招集通知を発信しなければならぬ。ただし、議事が緊急を要する場合において、会長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

三 前条第二項の規定による請求があつたときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。この請求があつたにもかかわらず、会長がこの請求のときから一か月以内に会議を招集しないときは、請求をした者は、会議を招集することができる。

第二十二条 (議長)

総会の議長は、出席した代表委員の中から代表が指名する。ただし、第二十条第二項の請求があつた場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

二 代表委員会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれにあたる。

第二十三条 (定足数)

総会は、正会員が十分の一以上出席した場合に開会する。

二 代表委員会は、代表委員の過半数が出席した場合に開会する。

第二十四条 (議決)

総会及び代表委員会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、

出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

二 前項の議決事項は、第二十一条の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した構成員の過半数の同意があつた場合は、この限りではない。

三 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する者は、その事項の議決に加わることができない。

第二十五条 (書面表決権等)

総会又は代表委員会に出席しない者は、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

二 前項の代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

三 第一項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

四 会長は、簡易な事項又は急を要する事項については、代表委員が書面、Fax 又は E-mail により賛否を示すことにより、代表委員会の議決に代えることができる。

第二十六条 (会議の運営方法)

総会及び代表委員会の運営方法はこの定款に定めるほか、代表委員会の議決を経て、別に定める規則による。

第五章 資産及び会計

第二十七条 (資産の構成)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(一) 設立当初の財産目録に記載された資産

(二) 入会金及び会費

(三) 寄付金品

(四) 財産から生じる収入

(五) 事業に伴う収入

(六) その他の収入

第二十八条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十九条 (事業計画及び収支予算)

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に代表委員会の議決を経なければならぬ。

二 事業計画及び収支予算の変更は、代表委員会の議決を経て行なう。

第三十条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の総会の承認を経なければならぬ。

二 本会の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第六章 定款の変更、解散及び合併

第三十一条 (定款の変更)

この定款の変更は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ法第二十五条第三項に規定する軽微な事項を除いて所管庁の認証を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第三十二条 (解散)

本会は、次に掲げる事由により解散する。

(一) 総会の決議

(二) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(三) 正会員の欠亡

(四) 合併

(五) 破産

(六) 所管庁による設立の認証の取消し

二 前項第一号の事由により本会が解散するときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

三 第一項第二号の事由により解散するときは、所管庁の認定を得なければならない。

四 この法人が解散したときは、監事が清算人となる。

第三十三条 (合併)

本会が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

第三十四条 (残余財産の帰属)

本会が解散したときに有する残余財産は、法第十一条第三項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第七章 雑則

第三十五条（事務局）

本会は、事務を処理するために事務局を置く。

二 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第三十六条（公告の方法）

本会の公告は、本会の掲示場に掲示して行う。

第三十七条（規則）

この定款の実施に関して必要な規則は、代表委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

一 この定款は、本会の成立の日から施行する。

二 本会の設立当初の入会金及び会費は、第七条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（一）入会金 一千元

（二）年会費 五千元

三 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表委員（会長） 渡部 早苗

代表委員（副会長） 石原 達也

代表委員（副会長） 井上 伸之

代表委員 藤澤 知弘

同 上田 修大

監事 八木 俊彦

四 本会の設立当初の役員の任期は、第十四条第一項の規定にかかわらず、成立の日から平成十四年三月三十一日までとする。

五 本会の設立当初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、成立の日から平成十四年三月三十一日までとする。

六 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第二十九条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。